

第 4 部
市町村の取組



市町村の環境政策について

ここでは、市町村において取り組んでいる環境政策について平成18年度の新たな取組を中心に紹介しています。(14市町村より、22事業を紹介) 事業の詳細につきましては、第5部P142の市町村環境政担当部署一覧表にある連絡先にてご確認ください。

横浜市



● 横浜都心部水・緑づくり～市庁舎の屋上・壁面等の緑化を試行中～

横浜の都心部が抱えるヒートアイランド現象などの都市環境問題の解決や、都心部の緑を増やし、より快適で潤いある都心部の街づくりを進めていくため、横浜市では市庁舎において先進的な緑化技術による屋上・壁面等の緑化を試行し、その効果測定を行っています。

この緑化試行は、平成17年度に企業等から募集した緑化技術・工法のうち、審査により選ばれた8種の屋上・壁面等の緑化技術を、企業と協働により市庁舎等で平成18年度末まで実施するもので、本市の都心部緑化の取組の先駆的事例として、都市緑化の促進のための啓発とPRを図るものです。



市庁舎屋上緑化



市庁舎壁面緑化



ホームページ

http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/area_green/greenidea/index.html

● 横浜市のISO14001の認証取得状況

1 全組織での認証

横浜市では、環境行動都市の実現に向け、職員一人ひとりが日常業務や本来業務において、具体的な環境行動を推進していくため、平成14年度から、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の取組を段階的に拡大してきました。

平成18年6月には、学校や保育園、病院、市場等にまで拡大して審査を受けた結果、横浜市役所の全組織においてISO14001を認証取得しました。

◆これまでの経緯

平成14年11月	ISO14001 認証取得のキックオフ宣言
平成15年 7月	横浜市環境方針の策定
平成16年 6月	本庁、18区役所等で認証取得 (第1期)
平成17年 6月	焼却工場、水再生センター等のプラント系施設等にも拡大して認証取得 (第2期)
平成18年 6月	全市組織での認証取得 (約1,460課・施設、職員約44,000人)

2 横浜市の取組の特色

ア 全国の自治体で最大規模の取組

組織数が約1,460課・施設、職員数が約44,000人となり、これは、全国自治体で最大規模の取組となります。また、内部監査については約300名もの監査委員を任命して相互チェックを徹底し、このことは審査機関からも高く評価されました。

イ 全学校、保育園、病院の一斉取得

516校の学校、112園の保育園が、一斉に取得する例は全国でもありません。また2つの病院（市民病院、脳血管医療センター）の同時取得も珍しいことです。

ウ アドバイザー委員会の設置

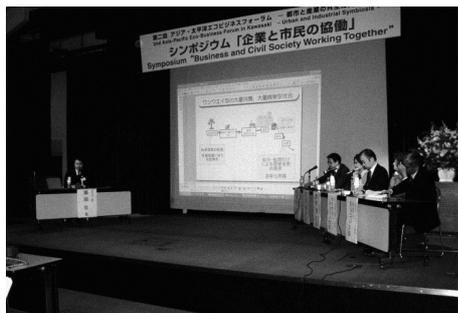
公募市民や市内事業者等で構成する「アドバイザー委員会」を設置して、さまざまな助言を得ながら、環境マネジメントシステムを運用しています。また、ホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/mamoru/iso/>）で積極的な情報提供を行っています。

川崎市



●国際連合環境計画(UNEP)連携協調事業

川崎には、我が国有数の産業集積や豊かな地域人材、首都圏に位置する地理的条件など、数多くの特徴や長所があります。こうした川崎の財産をしっかりと認識するとともに、それぞれの主体が率先してその力を発揮することによって、環境の保全と経済や社会の発展とが両立できるような持続型社会の実現に貢献し、国際的に存在感のあるまちづくりを進めます。



第2回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム

「環境分野における国際貢献」を進めるために、国連環境計画（UNEP）との連携によって環境技術の海外移転と環境配慮への取組を促進します。

国連環境計画

(United Nations Environment Programme:UNEP)

国連環境計画（UNEP）は、環境分野を対象に国連活動・国際協力活動を行っています。（オゾン層保護、気候変動、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、土壌の劣化の阻止、森林問題等）

◎第2回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム

市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化防止に貢献するため、アジア太平洋エコビジネスフォーラムを開催しました。

◎グローバルコンパクト参加

2006年2月、川崎市は国内の自治体として初めて国連の推進する人権、労働基準、環境保護、腐敗防止に関する自主行動原則「グローバルコンパクト」に参加しました。

（グローバルコンパクトについての詳しい説明は以下のホームページをご覧ください）

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kokuse/home/gc/gc01.html>



国連グローバルコンパクト会議(2006.5.18)

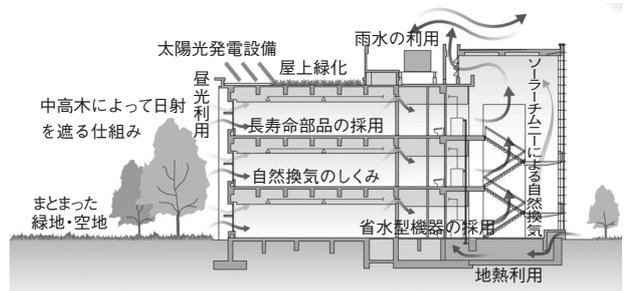
● CASBEE川崎（川崎市建築物環境配慮制度）

環境に配慮した建築物を増やし、地球温暖化防止対策等に貢献することを目的として、平成18年10月1日から制度を実施しています。

・ CASBEEとは？

建築物の環境性能・品質や、外部に与える環境負荷の低減に関する取組を、総合的に評価するシステムです。

例えば、右図のような取組などをすると高い評価になります。



・ 建築物環境配慮制度とは？

大規模な建築物の環境性能をCASBEEで評価し、概要を市のホームページなどで公表する制度です。分譲共同住宅の場合は五段階の評価を★の数で表した右図のようなラベルが販売広告に表示されます。



川崎市建築物環境配慮制度のホームページ：

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>

横須賀市

● こどもエコクラブ全国フェスティバルの開催

横須賀市では、平成19年2月に市制100周年を迎えるに当たり、その記念事業の一環として「こどもエコクラブ全国フェスティバル」を平成19年3月24日（土）、25日（日）に開催します。

子どもたちが自主的に環境活動を行う「こどもエコクラブ」は、環境への関心と理解を深めるための経験を積み重ねる中で、環境を大切に作る心と行動力を育むことを目的として環境省が平成7年度から実施している事業で、「全国フェスティバル」は全国のこどもエコクラブの子どもたちや関係者が一堂に会し、日ごろの環境活動の発表や交流を目的として年1回開催されているものです。

1日目は全国からの選抜クラブを対象として「よこすか芸術劇場 ベイサイド・ポケット」、2日目は一般の県民・市民も参加できるイベントとして「長井海の手公園 ソレイユの丘」で開催します。

フェスティバルの内容については、環境活動の壁新聞セッション、スタンプラリー、協賛企業ブースの出展など参加者が楽しめる各種の交流イベントとなっています。このフェスティバルを開催することで、県民・市民が環境への関心をより深めるとともに、将来を担う子どもたちの環境教育・環境学習に対する意識が高まることを期待しています。

●地域における地球温暖化対策の推進

本市における温室効果ガス排出量は、2003年度 259万トン-CO₂で基準年度（1990年度）に比べ0.6%の微増となっていますが、部門別の経年変化を温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量で見ると、基準年度に対して、エネルギー転換部門を除く増加率は、家庭・業務・運輸部門などの増加により12.3%となっていることから、地域の各主体が参加した総合的な温暖化対策の取り組みを進めていく必要があります。そのため、地球温暖化対策地域推進計画では、平成24年度（2012年度）における温室効果ガス排出量を、平成2年度（1990年度）より6%削減することを目標として掲げています。

また、上記の計画を踏まえて、地域での総合的な取り組みを進めるための推進組織として、地球温暖化対策地域協議会を平成18年10月27日に立ち上げました。

あわせて同日、地域協議会の設立を記念し一般市民への意識啓発を図るため、イクレイ日本の浜中理事長による基調講演や会員のパネルディスカッションなどのシンポジウムを開催しスタートをきりました。

地域協議会には、会の基本的事項を検討するために市民や企業等の代表からなる役員会のほか、会員が自由に参加できる課題別のチームを設けて、今後、横須賀の特性を活かした温暖化対策の実践活動を進めていきます。



浜中イクレイ日本理事長による基調講演

平塚市



●平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例

条例の目的：身近な環境課題について、市、市民、事業者の役割を定め、快適で清潔な暮らしを阻害する行為等を禁止し、豊かで住みよい地域社会の実現を目指します。

条例の特色

①**市民との協働：**条例制定の段階から、市民アンケートによる意見の聴取、公募市民による市民検討会議からの意見の提供、条例骨子案や条例素案に対する市民意見の聴取等を実施することで、市民の意向を反映した条例としました。さらに、条例の施行には関係事業者、関連団体との理解と協力体制も必要となります。例えば自動販売機の回収容器等の設置と適正管理等は、事業者の協力が必要不可欠であるため、事前協議を行いました。また、地区美化推進委員会や地区ごみ減量化婦人の会、地区自治会等とも密に連携を図り、地域環境の維持向上と美化啓発活動を地域住民との協働により強力に推進する条例の策定に努めました。

②**美化推進モデル地区の指定：**地区自治会、地区ボランティア組織等が、地域の実情や地域の発想にもとづき、自主的に実行する地域美化推進活動に対して、市はその要請により、地域を美化推進モデル地区と指定し、地域の美化活動を様々な側面から支援を行います。

③**啓発と罰則：**モラル向上のための啓発活動に努めるとともに、条例の実効性を高めるため、規制項目別にその重要度に従ってペナルティーを検討した上で、罰則条項を設ける必要があります。しかし、罰則はあくまでも抑止力としての規定であり、指導・勧告を通じて違反者に自覚を促し、改善が見られない場合は、順次手続きを進め、命令に従わない者には罰則を適用するという手順を踏んだ制度としました。

④**時代に合った条例：**時代の変化とともに、社会、経済情勢は変化し、市民の意識、生活形態も変化するものであり、条例に求められるものは、その変化に対応できるものでなければなりません。数年毎の定期的な見直しの規定を設け、時代や住民意識等の変化に即応できる条例としました。

● クール・ビル作戦 ～緑のカーテンで涼しく～

平塚市は、平成18年度に、夏季に庁舎壁面に蔓性の植物を利用した緑のカーテンを敷設する「クール・ビル作戦」を始めました。緑のカーテンによって、直射日光が遮断され、植物の葉からの蒸散作用も加わり、建物の温度上昇が抑制されます。また、無機質なコンクリートとは違った潤いのある景観も創出されます。

実施場所は、直射日光により室内の暑さが厳しくなる場所を選び、蔓性植物はヘチマ、ゴーヤ、ひょうたん、アサガオを利用しました。苗の提供や苗の植え付け、水やりなどの管理には、市民団体、市内中学校の生徒、市職員ボランティアに協力してもらいました。5月中旬には、苗を植え、6月中旬には植物の蔓が這うためのネットを設置しました。植物はぐんぐんと成長し、8月には繁茂した植物の葉で、庁舎が覆われました。緑のカーテンの外側の温度と内側の温度を同時に測定し、比較したところ、1～3℃の差が確認され、建物の温度上昇の抑制に効果があることが確認できました。市民や職員は蔓や実の成長を眺めて、緑が与える潤いや癒しを楽しんでいました。また、中学生に苗植えや収穫、効果測定などに参加してもらい、環境学習の場としても活用することができました。

今年度の実施で、クール・ビル作戦には様々な効果があることがわかりました。今後、緑化や植物を利用した各施策につなげていければよいと考えています。



緑のカーテンに覆われた庁舎の様子

鎌倉市



● 「かまくらエコアクション21」の普及事業について

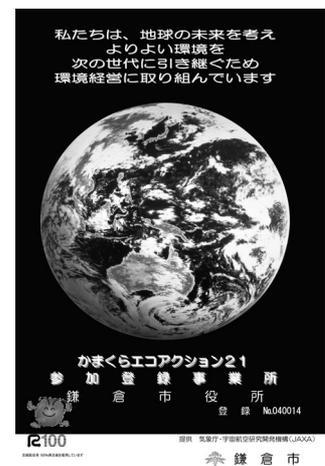
「エコアクション21」は、幅広い事業所が環境マネジメントに取り組み易いように、環境省が平成8年に策定した環境経営システムです。

事業所が取り組むことで、地球温暖化への貢献、経費削減、イメージアップ、信頼性の向上などのメリットがあると言われていますが、平成16年度からは環境省の「エコアクション21」は費用がかかるようになりました。

鎌倉市では、環境経営の取組を考えている市内の事業者が無料で市に登録し、環境マネジメントに取り組めるようなシステムとして「エコアクション21」を中小の事業者向けにアレンジした「かまくらエコアクション21」という独自の制度を設けています。

「かまくらエコアクション21」は市が審査し、参加登録証を交付するとともに、市のホームページで積極的に環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所として、市のホームページや広報で事業所名を公表しています。また、登録の際の資料作成や手続きなどのアドバイスをおこなう「かまくらエコアクション21」普及アドバイザーの無料の派遣を行っております。

現在、鎌倉市役所も一事業者として参加登録している他、「かまくらエコアクション21」には18事業者が登録をしており、13事業者が登録に向け取組中です。



参加登録事業所ポスター

小田原市



4 市町村の取組

●燃せるごみ10%削減を目指した取組

地球環境を守るために平成12年度の可燃ごみの排出量61,743 tを基準として平成18年度までに10%削減することを目標に掲げ、これを達成するため、市民公募により決定した「みんなでチャレンジ!ごみ減量100g～1人1日100gのごみ減量～」をキャッチフレーズとして種々の取組を実施しています。

平成17年度には、家庭から排出される可燃ごみの削減を図るため、「その他紙」と「廃食用油」を新たな分別品目に加え、つい、ゴミ箱に入れてしまいがちなメモ紙やレシートなどの小さな紙類や菓子箱などの紙製容器包装を、また家庭で不用になった食用油も資源として回収するようにしました。

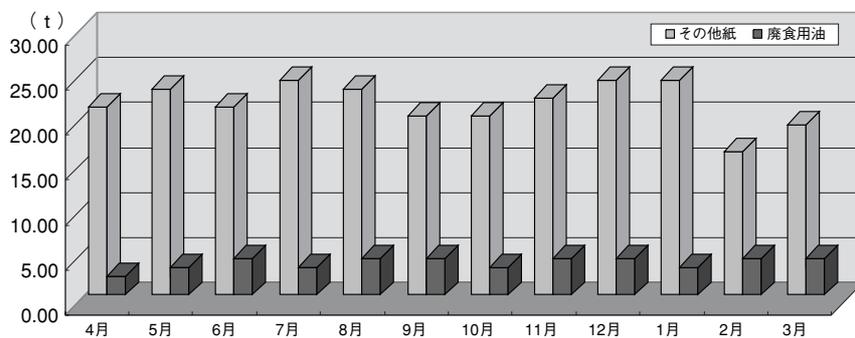
その結果、平成17年度1年間で「その他紙」は257 t、「廃食用油」は41 tの回収量があり、平成12年度比で約2,800 tの可燃ごみを削減することができました。

平成18年度は、更なる可燃ごみの削減を目指し、事業者から排出されるごみの減量化を図るため、事業系紙類の市清掃工場への搬入を原則禁止とし、これまで焼却処分していた文書類を古紙再生業者へ直接搬入し、資源化を進めるよう協力を求めました。8月末時点では前年度比で約620 tの可燃ごみを削減することができました。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、循環型社会の形成に努めてまいります。

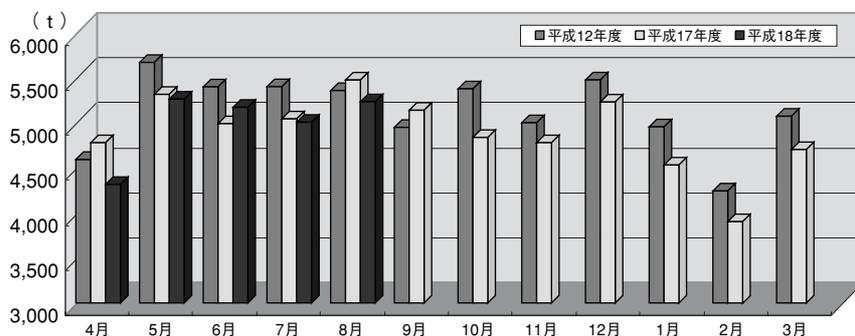


回収された廃食用油

平成17年度回収量



可燃ごみ処理量



●市環境基本計画の改訂

地球温暖化や化学物質などの新たな課題に対応し、環境への関心の高まりなど環境を取り巻く社会情勢の変化に即したものとするため、平成10年3月に策定した環境基本計画を改訂しました。本計画は、まちづくりの施策一つ一つに環境というフィルターをとおした取組を進め、望ましい環境像である「良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、健康で幸福な生活を営むことのできる郷土（ふるさと）」を実現するため、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

改訂の主な内容は次のとおりです。

○環境指標の設定

21の計画目標の達成すべき水準を明らかにした環境指標を設定するとともに、計画に位置付けた個々の実施事業についても進捗状況を表す事業指標を設定しました。

○重点分野の設定等

地球温暖化対策、ごみ減量化施策、環境学習の推進と的確な環境情報の提供など優先的に解決すべき課題を重点分野として位置付けました。

また、市民にわかりやすい進行管理を行うために計画の進捗状況等をまとめた年次報告書を作成、公表することとしました。



茅ヶ崎市



●環境市民会議「ちがさきエコワーク」

市民（市民団体）や事業者が自主的に、日常生活における環境配慮などについて、情報交換や勉強会を行い、市民の方々に広く啓発活動を行うほか、「ちがさき環境フェア」や「環境市民講座」の企画・運営、茅ヶ崎市環境基本計画（改訂版）における重点施策事業への協力など、市民、事業者との協働による有意義な活動を行っています。

●茅ヶ崎市自然環境評価調査事業

自然環境に関する市民・事業者・行政の共通認識を形成し、自然環境の保全に資することを目的に、平成15年度～17年度の3か年事業として自然環境調査（植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、両生・は虫類、ほ乳類）を行い、平成18年3月に自然環境評価マップとしてまとめました。

これは、茅ヶ崎らしい自然の状態を分かりやすく示した共通の「ものさし」として、また、今後の市の自然環境保全施策の立案・実施などに役立てるために作成したものです。



茅ヶ崎市自然環境評価マップ

逗子市



●環境パートナーシップ推進事業

逗子市環境基本計画、行動等指針を推進し、環境の保全及び創造に向けた様々な取組を実践するため、市民・事業者が主体となって取り組む組織として発足した「ずしし環境会議（エコリーダーズ会議）」では、環境基本計画で重点項目として示された「まちなみと緑の創造」「ごみ問題」「二酸化炭素削減」の3つのテーマに分かれた部会の活動を行っています。

平成18年度も、環境月間や市民まつりでの活動状況の報告を含めた啓発活動や、「環境連続講演会」「環境クリーンセンター見学会」「田越川さかな調査」などの各種イベントの企画・実践等を行ったほか、それぞれの部会員による市立小・中学校へ環境保全に係る授業を行っています。



環境教育出前授業（2006年6月）

●二酸化炭素削減事業

平成17年度までに市庁舎及び全市立小・中学校（8校）へ太陽光発電システムを設置完了し、今年度も市民への住宅用太陽光発電システム設置費補助を実施しています。

相模原市



●環境情報センターがオープン

市民等の環境の保全・創造に係る意欲の増進や自主的・主体的な環境活動の支援、より一層の環境学習の推進を行うため、平成18年4月1日、環境情報センターをオープンしました。

当センターでは市民、事業者、大学、行政と連携して、参加交流型の環境イベント「さがみはら環境まつり」、センター事業への協力制度「エコネットの輪」に登録した各主体による学校など地域で行われる環境学習・活動を支援するための出前講座、夏休み期間中の子どもたちに対する環境学習事業の企画・実施などを行っています。

また、上記の事業案内や開催結果、市域の環境情報を体系的に整備した「さがみはら環境情報システム」などをインターネットで提供しています（<http://www.eic-sagamihara.jp>）。



環境情報センター

秦野市



● 里地里山保全再生モデル事業

秦野市は、平成16年度に全国4か所の一つとして、環境省里地里山保全再生モデル事業の地域に選定されました。里地里山は、希少種を育む場として、生物多様性保全上重要な地域です。さらに、身近な自然とのふれあいの場、自然環境教育のフィールドとしても欠かせない地域となっています。

しかし、近年、二次林の経済的利用価値が低下したことに加え、農山村では過疎化等による管理放棄、都市近郊では開発等の土地利用転換が急激に進むなど、里地里山の消失や質の低下が顕在化しています。このような状況を受け、「新・生物多様性国家戦略」では、生物多様性の3つの危機の1つに里地里山の危機を位置付けるとともに、重点施策の1つとして「里地里山の保全と持続可能な利用」が掲げられました。

本市では、里地里山の保全再生を推進するため、平成18年度は次の事業を行っています。

- 渋沢丘陵散策路整備
- 柳川生き物の里 田植え
- 東地区 竹林整備
- ヤマビル・獣害対策の里山整備
- (下草刈り・落葉かき)
- 不動の滝(菩提)周辺整備
- (下草刈り・桜の植樹と里山散策路整備)
- ボランティア養成研修



落ち葉かき



田植え

厚木市



●動物マイクロチップ装着費等助成事業

厚木市では、平成18年10月1日から全国に先駆けて動物マイクロチップ装着費等助成事業を実施しています。この助成事業は、犬猫等の動物の飼い主を明確にするとともに、迷子の時の身元確認や災害時における救護活動の円滑化を図ることを目的としています。

動物マイクロチップ装着のメリットは、もし、ペットが迷子になった場合、発見された際に身元がすぐに確認でき、飼い主の元に戻って来る可能性を高めることや災害発生時に保護された際に、的確な救護処理が可能となり、飼い主への返還率を高めることです。さらに、番号の変更、改ざん、消去ができないので、ペットの盗難など、いざというときに確実な身元証明が可能となり、動物が保護されたとき、飼い主への返還率が高まる可能性があります。

動物マイクロチップは、集積回路が内蔵された直径2ミリ、長さ約12ミリ程度の小型カプセルで、国・動物種・飼い主などを示す15桁の番号が記録されて専用の読取器（リーダー）で動物の情報が識別できます。この動物マイクロチップは、動物病院で装着可能な場合、獣医師が動物の首の皮下などに注射器で装着します。装着の際は、痛みや副作用の危険性がほとんどなく、装着後も動物へのストレスや交換の必要もありません。

このようなことからこの助成事業を利用していただいた飼い主の市民が、動物の飼い方に責任を持つことができ、家族同様のペットとの絆を深め、命ある動物への愛護と適正な飼育についても効果があることを期待するものです。



マイクロチップ装着の様子

大和市



●家庭系ごみの減量化・資源化の推進

大和市では、ごみの減量、リサイクルの推進、負担の公平化、ごみに関する市民意識の向上、処理施設の負担緩和を目的として、平成18年7月から「家庭系有料指定ごみ袋」の導入、「戸別収集」の導入、「その他プラスチック製容器包装」の資源分別回収などのごみの減量化・資源化施策を実施しました。

1「家庭系有料指定ごみ袋」の導入

家庭の燃やせるごみ・燃やせないごみについて、剪定枝・乾電池等一部の例外を除き、市が指定する家庭系有料指定ごみ袋で排出する方式です。

2「戸別収集」の導入

戸別収集とは、今までのごみ停留所を廃止し、建物ごとに道路に面した敷地内の決められた場所からごみを収集する方式です。ごみ停留所への不法投棄がなくなることやごみ出し・資源分別に対する排出者の責任が明確となり適正な利用が図られることが期待されます。

3「その他プラスチック製容器包装」の資源分別回収

燃やせるごみとして排出されていたその他プラスチック製容器包装を資源として回収を行います。また、資源として排出しやすい環境の整備のため、回収品目の増加に加えて、回収回数を増やしました。



家庭系有料指定ごみ袋

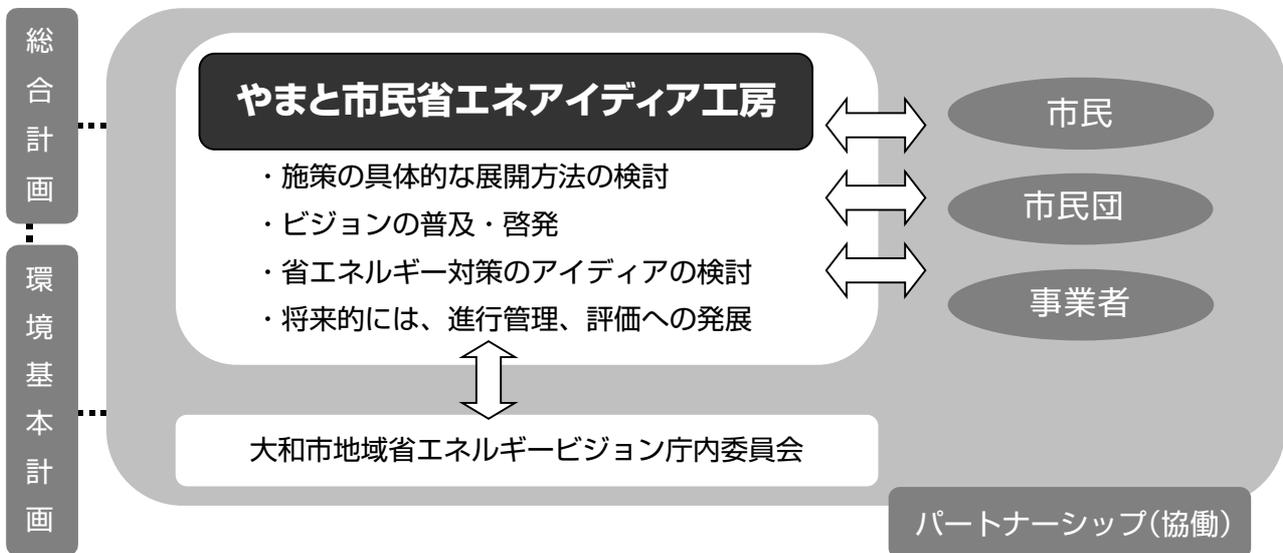
●大和市地域省エネルギービジョンの推進

地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出量を一定水準以下にとどめることなどを主旨とした京都議定書が平成17年2月16日に発効されました。

大和市では、平成10年度に環境基本計画を、翌年度にはその行動指針としての環境配慮指針を策定し、地球温暖化防止への取組みの一つである省エネルギーの推進をしてきました。しかし、現状、地球温暖化の原因となるエネルギー消費に伴う二酸化炭素の市域全体での排出量は、増加傾向を示しています。

このような中、大和市は、平成16年4月22日のアースデーに、環境に配慮できる人間の育成と、更なる環境保全の施策展開を誓った「環境立市 大和」を宣言しました。この取組姿勢を踏まえ、平成17年度には、環境基本計画における省エネルギー推進の実現性、実効性の向上を目指し、地域レベルでのエネルギー消費実態を把握するとともに、省エネルギー目標や行動計画を明確化し、各家庭や地域ぐるみで省エネルギーを推進していくための行動指針として、「大和市地域省エネルギービジョン」を策定しました。

平成18年度には、同ビジョンに提示された省エネ住宅、かんきょうノートなどの26項目の行動計画の具体的な展開方法となる実行計画の検討、ビジョンの普及・啓発に向けた市民、事業者、行政のパートナーシップ型の組織として「やまと市民省エネアイデア工房」を設置し、ビジョンの具現化に向けた取組みを開始しました。



伊勢原市



●パートナーシップによる環境保全の推進

市民グループ、事業所が連携して市域の環境保全に関する実践行動、啓発活動を実施するための連携組織「いせはら環境市民ネットワーク」が18年3月18日に発足されました。市も連携組織と協働しながら市域の環境保全を推進しています。

いせはら環境市民ネットワークでは、環境月間の6月に市内の河川改修についての研修会を開催するとともに、7月1日には環境月間の総括として市と協働で第3回いせはら環境展を開催しました。環境展では日向川に関する講演会、市民グループによる実践講座、展示などを通して多くの市民に啓発することができました。



いせはら環境市民ネットワーク設立総会



いせはら環境展「展示」

南足柄市



●廃食用油のリサイクル事業

本市における廃食用油の処理については、凝固剤で固める、古紙などに染み込ませ「燃えるごみ」として焼却処分する、もしくは台所から河川へと流出しているのが現状です。そこで南足柄市では、「もったいない」の精神で物の価値を見直すとともに、環境にやさしい資源循環型社会の実現へ向けて、一般家庭や市内小・中学校の給食施設から排出されている廃食用油を収集し、資源化する事業に取り組むこととしました。また再生方法として主にBDFの精製を計画しており、それを市所有の重機や委託業者のごみ収集車へ利用することも検討しています。

平成17年10月より市民から排出される廃食用油について、一部の地域を対象にモデル事業として回収を開始しています。平成18年4月からは給食施設の廃食用油を回収し、平成20年には市全域の回収に取り組む予定です。

